平成２４年（フ）第７８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3115番地
債務者　辻　　惠子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
佐賀県小城市牛津町下砥川917番地８
債務者　本村　惠子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
佐賀県佐賀市大和町大字久留間1902番地７
債務者　冨田　龍臣
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
新潟県三条市南四日町４丁目10番29―321号　県営３号棟
債務者　小形　奉広
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１４号
新潟県加茂市学校町14番Ｃ―13号
債務者　田村ケイ子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２３４号
北九州市門司区藤松２丁目１番27号
債務者　三戸　一枝
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５号
青森市原別８丁目11番11号、住民票上の住所　青森市大字浜田字玉川140番地44　一戸銀一方
債務者　工藤多佳子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
熊本市中央区本荘６丁目17番８号
債務者　石貫　誠志
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第３９号
熊本市中央区本荘６丁目17番８号
債務者　石貫ふみ子
1　決定年月日時　平成24年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２１６号
熊本市中央区大江６丁目９番６号
債務者　酒井　悦子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第１８９号
熊本市北区武蔵ケ丘７丁目１番７―202号
債務者　西岡美智子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第２２０号
熊本市中央区下通２丁目７番30―801号　サン下通りビル
債務者　北園　明美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５４号
山口市吉敷中東２丁目９番35号　メゾンＫＡＺＵ２棟101、前住所山口市朝倉町６番19号
債務者　藤川　政行（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹711番地７
債務者　奥原　好彦
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３３号
埼玉県東松山市大字松山2362番地５
債務者　石松　　猛
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５１号
埼玉県羽生市東７丁目15番地８　４―403
債務者　福知　京美（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６８号
千葉県富里市七栄654番地578
債務者　佐久間健吾
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８２号
千葉県佐倉市上座708番地13
債務者　鈴木　良夫
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部